

後期高齢者医療保険料の被扶養者軽減に関する適用誤りについて

2023.11.15

該当の被保険者の方々へ多大なるご迷惑をおかけしまして、深くお詫び申し上げます。

1. 概要

島根県後期高齢者医療広域連合における保険料の被扶養者軽減の適用に誤りがあり、一部の被保険者の保険料額に誤り（過少 6 名、過大 1 名）があることが判明しました。

2. 経過と原因

本年 9 月 19 日に被保険者 1 名から、ご本人とご家族（後期高齢者）の保険料についてお問い合わせがあり、賦課情報を確認した結果、ご本人については、過年度に後期高齢者医療制度へ加入された際に、誤って被扶養者軽減（※1）対象者として認定したことにより、保険料額に誤りがあることが判明しました。

その結果を受けて、確認可能な資料が残存している平成 30 年度以降分について、保険料の被扶養者軽減の適用状況を確認した結果、一部の被保険者について、被保険者から提出された被用者保険の健康保険証（※2）の表記を読み間違えたことにより、誤って被扶養者軽減対象者として認定したことで、保険料額に誤りがあることが判明しました。また、被保険者 1 名については、被扶養者軽減適用情報をシステムへ入力する際に、適用開始日の入力漏れにより保険料額に誤りがあることも判明しました。

（※1） 75 歳の年齢到達により加入する後期高齢者医療制度においては、後期高齢者一人ひとりが保険料を負担するため、被用者保険の被扶養者（保険料の納付がない方）であった方は、後期高齢者医療制度の加入により新たに保険料を負担することとなります。そのため、後期高齢者医療制度に加入後は、被扶養者軽減として①所得割額は課さない、②均等割額は、制度加入から 2 年間は 5 割軽減とされています。

（※2） 当広域連合では令和 3 年度まで、75 歳の年齢到達者の皆様へ被保険者証をお送りする際に、保険料の被扶養者軽減対象者を把握するため、被用者保険の被扶養者であった方から健康保険証の写し等を提出いただけるようお知らせ文を同封していました。

3. 内容

期間：平成 30 年度～令和 5 年度（6 年間）

人数：過小 6 名、過大 1 名（計 7 名）

金額：過小（不足）総額 6,252,940 円、過大（還付）27,430 円

※ 『高齢者の医療の確保に関する法律、（賦課決定の期間制限）第六十条の二』に基づき、起算日から二年を経過した日以降は賦課できない。また、『同条の二の 2 項』に基づき、保険料の額を減少させる賦課決定は前項の規定にかかわらず賦課できる。

- 保険料が増額になる方（追加で納めていただく方）
令和 4・5 年度保険料分：6 名 2,494,260 円
- 保険料が減額になる方（保険料をお返りする方）
令和 2・3 年度保険料分：1 名 27,430 円

4. 対応について

該当となる全ての方々へお詫びし、詳細について御説明しました。

- 保険料が増額になる方には、納付をお願いしました。
- 保険料が減額となる方には、還付手続きを行います。

5. 再発防止策について

令和4年度以降は、被扶養者であった被保険者の資格データを基にした事務手順に変更しているため、被用者保険の健康保険証に基づき対象者を把握する事務手順は取りやめています。

- 現在行っている資格データを基にした被扶養者軽減の事務手順にチェック行程を追加し、チェック機能を強化しました。
- 更に、資格データを自動的に一括処理する手法へ移行できないか検討を進めます。